

業務指示書（小規模）

ベトナム国送配電網整備計画策定支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年3月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月31日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／送配電線計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：送配電分野に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力政策】

- 1) 類似業務の経験：電力政策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0048 円, US\$1 = 102.20 円, EUR1 = 139.84 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/送配電線計画
電力政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.90 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月18日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国送配電網整備計画策定支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/送配電線計画	業務主任者のみ (34.00)	業務管理グループ (13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 電力政策	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナムでは近年の高い経済成長に伴い電力需要が増加している。2008年の世界的な経済危機の影響を受け GDP 成長率は一時的に停滞したものの、中長期的には引き続き堅調な経済成長に併せて国内の電力需要は引き続き増加するものと見込まれる。全国の電力需要量は2012年から2020年にかけて22,080MWから54,030MWへと増加すると見込まれており、2011年7月に首相決定第1208号により承認された「第7次電力マスタープラン(2011-2020)」でも、2020年までに約50,000MWの新規電源開発を行う計画である。

他方、送配電網については、2010年の時点で送電ロス率は9.8%であり、2005年時点での11.8%からは改善されているものの、電力需要の増加に伴い都市部(特に工業団地等)を中心に設備の過負荷が問題となっている。また、通常の稼働率を超えて運転される設備も多く存在し、送配変電設備の建設及び更新を通じた電力供給の効率化・安定化を図る必要がある。JICAでは、2004年に「環境管理体制構築支援借款」、2008年に「送変電・配電ネットワーク整備事業」を実施し、ベトナム主要都市部の工業団地及びその周辺における送配電線および変電所の建設・更新を支援したもののニーズは依然として大きく、ベトナム政府は更なる円借款(セクターローン)の活用を通じた送配電網の強化を図る計画を有している。

また、ベトナム政府は2003年以降電力自由化を推進しており、2005年の電力法の施行による発・送・配電各部門の分離、2012年の試験的な競争発電市場の導入など、具体的な取り組みを進めてきている。今後、競争的な電力卸売市場や小売市場の創設に向けて、投資家にとって収益性を見込める環境を整備することが重要であり、送配電網の改善による送配電の安定化は電力自由化の推進に向けて不可欠な取り組みである。これまでにJICAでは、ベトナムの電力セクターに対して発電所、送配電網等のインフラ整備を中心に支援を行ってきたが、今後はベトナム政府が進める電力自由化等の政策立案やその実施に係る支援を行うことも検討している。そのため、ベトナム政府が抱える電力政策の問題点や関係機関の役割分担、今後達成すべき政策目標、達成時期等を整理し、今後の支援のあり方を検討するとともに、必要に応じて上記送配電網整備を目的とした円借款供与を通じた実施支援を検討する必要がある。

かかる背景の下、JICAでは円借款供与を念頭にベトナム電力公社(EVN)による送配電網整備計画の策定・精査を支援するとともに、電力自由化等の電力政策の策定・実施に向けた支援のあり方について整理するために本業務を実施することとなった。

2. プロジェクト概要

(1) プロジェクト目標

ベトナム電力公社の送配電網の整備事業に向けた環境が整う。

(2) 成果

(ア) 送配電網の整備計画が策定される

(イ) 電力自由化に向けて必要な活動項目が整理される。

(3) 活動

1-1 ベトナム電力公社が有する送配電網の整備計画をレビューし、情報を整理する。

1-2 整備計画にある約 120 件の小規模プロジェクトについて、電力需要、産業立地、投資促進の観点を踏まえ、事業実施に係る優先順位づけに関する基準を設定するとともに、これに基づき整備対象にかかる優先順位づけを行う。

1-3 優先順位を踏まえ、ベトナム電力公社が行う以下の作業を支援する。

- ・ 効率的かつ効果的な施設設計
- ・ 整備改修費用の積算の精緻化
- ・ 効率的な工事スケジュールの策定
- ・ 適切な環境社会配慮の実施
- ・ 実施に必要な資金計画の策定
- ・ 整備改修計画全体の事業効果の算出

2-1 電力セクター改革ロードマップにて示されている電力市場の自由化について、特に卸売市場の創設に向けてベトナム側が取るべき行動及びその時期を整理する。

(4) 対象地域

ベトナム社会主義共和国 全土

(5) 関係機関

ベトナム電力公社 (Electricity Vietnam: EVN)

(6) 関連するわが国の主な援助活動

「環境管理体制構築支援借款」(L/A 調印：2004 年 3 月)

「送変電・配電ネットワーク整備事業」(L/A 調印：2008 年 3 月)

3. 業務の目的

本業務は、ベトナム政府が円借款(セクターローン)の活用を念頭に検討中の送配電網整備に係る計画のうち、実施機関による基礎的な計画ができているおおよそ 120 の整備事業(以下、「サブ・プロジェクト」という)について、優先順位づけに必要なクライテリアの設定と優先順位の検討を通して、その実施

に向けた準備を支援することを目的とする。また、電力自由化を中心に、ベトナム政府が抱える電力政策に関する課題の整理と必要な活動の検討を通して、JICAが行う支援のあり方を検討することを目的とする。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果はJICAが将来的にセクターローンを行う際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で整理される事業内容は、セクターローンの原案として取り扱われる可能性があることから、業務の過程で随時ベトナム側関係者並びにJICAと協議すること。

一方、セクターローンの形成及び審査の過程において、本業務の結果とは異なる結論となることがある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

また、本事業の成果を基に検討されるセクターローンについては、最も早い場合で2014年7月中旬に審査が行われる可能性があるところ、これを念頭に置きつつ作業を進めること。

(2) 既往案件の成果及び教訓の整理

JICAでは、これまでに「環境管理体制構築支援借款」(L/A調印：2004年3月)及び「送変電・配電ネットワーク整備事業」(L/A調印：2008年3月)の2回に亘り送配電網の整備に係るセクターローンを実施しているところ、これらの事業で対象としたサイトとの重複を避けるだけでなく、これらの事業の成果や教訓について整理した上で計画を策定すること。

(3) サブ・プロジェクトにかかる情報収集方法

本業務は、各サブ・プロジェクトに関する先方作成資料を基に情報を収集することとし、本邦コンサルタントによる現地調査は想定していない。情報が不足している場合は、カウンターパートを通じた情報収集を行うこととする。

(4) 事業効果の算定について

本業務では、セクターローンの形成を念頭に置いていることから、各サブ・

プロジェクトに関する情報は先方政府が用意したローカル F/S 等の資料の精査及び EVN や関係機関からの聞き取りを以て収集することとし、現地訪問を含めた詳細な現地調査は計画していない。また、事業費については、ローカル F/S を基に Pre-F/S レベルの事業費概算を算出する予定である。本業務では、かかる条件の下で円借款の審査に必要な事業効果の検討を行うこととなるが、財務的便益（FIRR）や経済的便益（EIRR）の算定可能性や算出方法、留意点についてプロポーザルにて提案すること。

6. 業務の内容

(1) ワークプランの作成

- 1) 業務の基本方針、業務の内容、業務工程等を検討し、業務全般の作業項目及び作業分担を明示したワークプランを作成する。
- 2) 1) で作成したワークプランの内容を JICA 関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(2) 関連既存資料・情報のレビュー

- 1) ベトナム側が作成したサブ・プロジェクトにかかる基礎情報、既往円借款事業（「環境管理体制構築支援借款」及び「送変電・配電ネットワーク整備事業」）にかかる関連資料等をレビューし、既往案件に関する情報を整理する。
- 2) 電力セクター改革ロードマップ（首相決定 26 号（2006 年 1 月採択）等のベトナムの電力自由化に関する既存資料をレビューし、各種政策目標について把握する。
- 3) ベトナムの電力セクターに対する世界銀行、アジア開発銀行等の支援について、インターネット等を通じて支援内容を把握する。特に、プログラムローン等において政策マトリクス等が設定されている場合には、含まれる政策目標、達成時期、行動主体、達成確認方法等について情報を収集し、整理する。

(3) サブ・プロジェクトに係る優先順位の検討

以下の手順により、本事業の対象となる約 120 のサブ・プロジェクトについて、必要な情報を収集・整理・精査し、セクターローンの実施に向けた整理を行う。

- 1) サブ・プロジェクトの優先順位づけにかかるクライテリア案を策定し、EVN と協議の上で最終化する。なお、クライテリアは現時点で以下等を想定しているが、これに限るものではない。

- 既存設備の状況
- 電力需給状況を踏まえた設備整備の緊急性
- 工業団地等の産業集積地への裨益効果（日系企業への裨益を含む）
- 設計・積算を含む事業計画の熟度
- 環境社会配慮上想定されるネガティブな影響の有無

- 2) 上記1)で策定したクライテリアに沿って優先順位付けをするために必要な情報を収集・整理し、サブ・プロジェクト毎に結果を簡単なサマリーシートとしてまとめる。なお、サマリーシートには以下のような情報が含まれると想定しているが、これに限定するものではない。
- プロジェクトサイト、地域の電力需給、停電等の発生状況、事業内容、事業費概算（Pre-F/Sレベル）、既存施設の状況、想定される事業効果、住民移転や土地収用の有無、想定される環境的・社会的影響

優先順位付けを行うために必要な情報が不足している場合は、EVNや関係機関に対する質問票の送付や聞き取り等を通して可能な限り補足すること。

また、添付資料として、各サブ・プロジェクトのベトナム国内での配置がわかる地図を作成すること。

- 3) 上記1)で策定したクライテリアに沿って、サブ・プロジェクトの優先順位付けを行う。
- 4) 優先順位やサブ・プロジェクトのプロジェクトサイト等を踏まえ、効率的な工事スケジュール、及び円借款の活用を念頭に置いた資金計画（年度別、外貨・内貨別投資計画（全体の資金計画に加え、各サブ・プロジェクト対象地域を管轄する5つの配電会社毎の資金計画も作成する））を作成する。
- 5) 事業実施によって生じる財務的便益（FIRR）および経済的便益（EIRR）の策定、及び評価測定指標の設定に係る可能性や内容の検討について、EVNを支援する。この際、対象となるすべてのサブ・プロジェクトによって生じる便益だけでなく、予算総額や優先順位を踏まえて、いくつかのパターンで便益計算を行う。

(4) 環境社会配慮に係る情報整理

以下の手順により、各サブ・プロジェクトの環境社会配慮事項に関する情報を整理する。

- 1) ベトナム国の環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、等）

に関連する法令や基準等を確認する。

- 2) サブ・プロジェクトについて、プロジェクトサイトの環境的および社会的に配慮が必要な事項（土地収用および住民移転の有無、事業実施における環境的な悪影響、等）に関する情報を整理した上で、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA環境ガイドライン（2010年4月））に基づきカテゴリー分類を行い、EVN関係者に説明する。カテゴリー分類に必要な情報が不足している場合は、EVNや関係機関に対する質問票の送付や聞き取り等を通して可能な限り補足すること。
- 3) 円借款の対象とするサブ・プロジェクトにカテゴリーA案件が含まれる場合、事業実施に際して必要な手続きをまとめ、EVN関係者に説明する。
- 4) 必要に応じて、サブ・プロジェクトのためのEIA（環境影響評価）、RAP（住民移転計画）の目次案、環境チェックリスト、カテゴリー分類定義等を手交し、説明を行う。

(5) 電力自由化政策に係る情報整理

以下の手順により、ベトナム政府が計画する電力自由化に関する計画内容や進捗状況を取りまとめるとともに、競争的電力卸売市場の創設に向けた政策課題及び必要な活動について整理を行う

- 1) 商工省（MOIT）、EVN、ベトナム電力規制庁（ERAV）等の関係者との協議を通して、電力セクター改革ロードマップの進捗や計画変更の有無等を確認する。
- 2) 他ドナーのうち、これまで発電市場自由化に向けて支援を行ってきた世界銀行に加え、競争的卸売市場の創設に向けた支援に関心を有しているフランス開発庁（Agence Française de Développement : AFD）やアジア開発銀行へのヒアリングを行い、これまでの活動成果及び今後の支援計画について取りまとめを行う。
- 3) 電力自由化で設定されている目標のうち、電力の競争的卸売市場の創設（同ロードマップでは2022年までに創設される計画）に向けて必要な工程を確認するとともに、これまでの進捗状況を確認する。遅延が生じている場合は、課題の所在を確認し、今後必要な活動を整理する。
- 4) 競争的卸売市場の運用に必要な法制度や各種ガイドラインの準備状況について確認し、今後必要となる活動を整理する。
- 5) 上記3)の結果を踏まえ、関係機関の役割分担、今後達成すべき政策

目標、達成時期、達成確認方法をまとめた表を作成する。案の作成に際しては、実現可能性を確認しつつ、MOIT、EVN、JICA ベトナム事務所と緊密に協議の上、ベトナム側関係者が合意できる内容とすること。

- 6) 電力の自由化に伴い発生が予想される課題（事業者の参入過多による系統の混雑や投資コストに鑑みて忌避されがちな地方電化への対応等）について整理する。

(6) 作業結果の整理

- 1) 上記業務結果及び収集資料の整理・分析を行い、7月上旬までに業務完了報告書（案）として取りまとめる。
- 2) 1) で作成した報告書（案）を東南アジア・大洋州部等 JICA 関係部署に対しその内容を説明し、その後修正をした上で業務完了報告書を提出する。

7. 成果品

(1) 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とする。

① ワークプラン

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、業務完了報告書構成（案）

提出時期：2014年5月中旬

提出部数：和文5部、英文5部

② 業務完了報告書（案）

提出時期：2014年7月上旬

提出部数：和文5部、英文5部、CD-R 和英各2部

業務完了報告書記載項目（案）

- ア. 業務の概要（背景・経緯・目的）
- イ. 活動結果（上記「6.業務の内容」の（2）～（5）の検討結果）
- ウ. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ. 提言

※各サブ・プロジェクト毎に作成したサマリーシートを添付すること。

③ 業務完了報告書

提出時期：2014年8月中旬

提出部数：和文5部、英文5部、CD-R 和英各2部

業務完了報告書記載項目（案）

- ア. 業務の概要（背景・経緯・目的）
- イ. 活動結果（上記「6.業務の内容」の（2）～（5）の検討結果）
- ウ. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ. 提言

※各サブ・プロジェクト毎に作成したサマリーシートを添付すること。

（2）印刷・電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、ファイナル・レポートの印刷及び電子媒体の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。また、収集した写真等はデータ化し、提出すること

（3）その他、報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書は、事前に案を機構に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) ワークプラン以外のレポートには、巻頭に要約を加えること。
- 5) 報告書が分冊形式となる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- 6) レポートの作成にあたっては、華美な装丁等は避け、常識の範囲で極力コストダウンを図ること。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2014年5月上旬より第一次国内作業を開始し、2014年7月上旬までに業務完了報告書(案)を、8月中旬までに業務完了報告書を提出する。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切かつ合理的な実施スケジュールがある場合は、理由を附してプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：約8.67MM

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び工程を考慮の上、より適切かつ合理的な要員構成がある場合は、理由を附してプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／送配電線計画(2号)
- 2) 変電所建設計画
- 3) 電力政策(3号)
- 4) 環境社会配慮

3. 参考資料・配布資料

(1) 参考資料

F/S、Pre-F/S、Preliminary Survey等、各サブ・プロジェクトに関しベトナム側が作成する情報は本業務開始までに用意される予定(ベトナム側が英語に翻訳する予定)。

(2) 配布資料

サブ・プロジェクトに係るリスト

4. 相手国の便宜供与

執務場所としてEVN本社内に執務スペースが確保される予定。

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。JICAベトナム事務所より現地の

治安状況に関する最新の情報を収集した上で作業を行うこと。また、携帯電話を携行するなど同 JICA 事務所と常時連絡が取れる体制を敷き、現地の治安状況、移動手段について同 JICA 事務所と緊密に連絡を取ること。

6. 携行機材

現地業務に際し、本邦から携行するコンサルタント所有資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

以上